平成30年度 国立大学法人東京農工大学 年度計画

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
 - 1 ・実践型グローバル人材の育成に向けて、平成27年度のカリキュラム改正後の実施状況を検証した上で、他大学との連携等による共通教育の再構築を進めるとともに、両学部において、交換留学プログラムの実績を踏まえた英語によるコースを設定し、31年度から新カリキュラムを実施する。【学士課程】
 - 1-1 平成31年度に実施する教養教育カリキュラム及び英語による授業コースの開講準備を行い、 学生に対し広報を行う。
 - 2 ・国際理系イノベーション人材の育成に向けて、英語により学位取得可能なコースを4コース 設定するとともに、ダブルディグリー制度を推進するため、本学の学位審査機構において、教育 の質の保証に向けた海外連携協定大学との単位互換・認定方針を決定し、平成31年度から新カリ キュラムを実施する。【大学院課程】 (戦略性が高く意欲的な計画)
 - 2-1 4つの英語コース等を含んだ新カリキュラムを完成し、平成31年度実施に向けて準備・広報を行う。また、前年度に締結したダブルディグリー協定に基づき、海外連携協定大学との交換留学交流プログラムを実施する。
 - 3 ・留学等を積極的に行うことができるよう、学年暦を見直し、平成31年度から全学的なクォーター制に移行するなど、柔軟な学事制度を構築する。 【学士課程・大学院課程】
 - 3-1 平成31年度のクォーター制移行に向けて、全ての学部、学府等において、クォーター制に対応する学事制度を構築する。
 - 4 ・国際理系イノベーション人材を育成するため、平成27年度から実施している5年一貫制博士 課程(リーディング大学院プログラム)において、28年度に実施するD1資格検定試験結果を検証 し、プログラム内容等を見直す。【大学院課程】
 - 4-1 食料エネルギーシステム科学専攻におけるD1資格検定試験等を検証し、新カリキュラムの作成に着手する。
 - 5 ・研究成果に基づく起業や企業における事業開発を推進できる人材を育成するため、イノベーション推進機構を中核として、企業や海外機関との協働により、アントレプレナーとしての基礎を固める教育プログラムや、技術開発から事業展開までを総合的に経験できる人材育成プログラム等を実施する。【学士課程・大学院課程】(戦略性が高く意欲的な計画)
 - 5-1 イノベーション推進機構を中核として、学士課程、大学院課程の学生を対象に起業家意識醸成プログラムを実施する。また、これらの教育プログラムの広報活動を企業等に行い、連携強化及び支援の促進を図る。さらに、学士課程の31年度カリキュラム改訂に向けて、教養科目のカリキュラムに当該プログラムの内容を反映・展開させる。

- 6 ・国際理系イノベーション人材を育成するため、平成28年度から双方向支援型イノベーション 実践プログラムと連携した産学協働・国際連携による教育プログラムとして9年一貫のグローバ ル教育プログラムを実施する。【学士課程・大学院課程】
- 6-1 学生アンケートの実施及び外部機関によるプログラム評価を実施する。また、評価結果を踏まえ、教育体系及び制度の改編を行う。あわせて、外部機関との連携による「思考構築プログラム」及び「海外派遣プログラム」を継続する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 7 ・平成31年度から全学的に実施する新カリキュラムにおける全学共通教育カリキュラムに対応 するため、全学共通教育機構を再構築する。
- 7-1 新全学共通教育機構において、他大学との連携等を踏まえ、新たな教養教育カリキュラムを 検討・策定し、教育成果の検証等、質保証の方法を検討する。
- 8 ・平成31年度から実施する新カリキュラムの質保証のために、30年度までに教職員を対象とした語学研修やダブルディグリー制度の推進に向けた諸外国の動向を把握する調査、能動的学習を促す授業開発等の新たな取組を行う。
- 8-1 教職員を対象とした語学研修を実施する。また、前年度に締結したダブルディグリー協定に基づく交換留学交流プログラムを含む新カリキュラムが国際的標準に合っているか検証する。さらに新カリキュラムにおける能動的学習を促す授業科目について具体的な授業内容や方法を検証する。
- 9 ・社会的ニーズを踏まえた農学、工学及びその融合領域における人材を育成する学部・大学院教育の充実に向けて、教育基盤改革検討委員会(仮称)を平成28年度に設置し、31年度までに教育組織の改組を実施する。
- 9-1 各部局において、改組計画等に基づき、教育組織の改組準備及び広報を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 10・9年一貫のグローバル教育プログラムにおいて、留学やインターンシップ等に参加する学生 への渡航補助などの支援を平成28年度から開始するとともに、プログラムの実施状況に応じた支援を行う。
- 10-1 アンケートを実施し、グローバル・プロフェッショナルプログラムを評価する。また、語学力強化のための授業、外部機関との連携による海外派遣支援、キャリアカウンセリングを継続する
- 11 ・特別修学支援室において、心身の障害を抱える学生に対し、該当学生が所属する学科・専攻 及び保健管理センターと連携の上、学生の教育の機会や質が保たれるよう、一人一人の個性・状 況に応じた支援を行う。
- 11-1 平成30年4月に保健管理センターへ移管した特別修学支援室について、利用実績や今後必要な

支援体制を検討し、体制の見直しを行うとともに、対象学生の個性や状況に応じた支援策を立案し、実施する。また、特別修学支援室を中心として、前年度活動内容等の自己点検・評価を実施する。

- 12 ・留学生のほか多様な学生のキャリア形成のため、進路・就職相談機能を強化し、新たな修学・就職支援を行う。
- 12-1 前年度、策定した就学・就職支援に係る計画に基づき、進路・就職相談室等の機能強化及 び新たな修学・就職支援を実施する。また、支援に係る学生・卒業生・修了生アンケートを実施す る。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 13 ・平成28年度に全学入学者選抜制度検討委員会を設置し、各部局の特色を踏まえ、アドミッション・ポリシーを見直し、32年度から新制度による入学者選抜を実施する。
- 13-1 見直しを行ったアドミッションポリシーに基づき、入試制度の改訂を「全学入学者選抜制度検討委員会」で検討、確定し、公表する。
- 14 ・自立的に成長し、グローバルに活躍できる研究者・技術者を養成するため、平成30年度まで に高等学校との連携事業(AP事業)を実施するとともに、31年度から、新たな入学者選抜制度に 強く結び付いた連携事業を実施する。【学士課程】
- 14-1 グローバル教育院において、AP事業の自己点検・評価に基づき報告書を作成する。また、AP事業の「高大接続教室」を新制度入試へ連携するための取組を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 15 ・平成 28 年度にグローバルイノベーション研究院を創設し、本学の重点分野である食料、エネルギー、ライフサイエンス分野について、世界トップレベルの外国人研究者と優れた研究能力を持つ本学の教員で構成する戦略的研究チームにおいて先端的な国際共同研究を行い、当該研究院の国際共著論文数を、第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて30%増加させる。 (戦略性が高く意欲的な計画)
- 15-1 平成29年度まで戦略的研究チームで活動し、研究実績をあげた学内外の研究者を、分野毎の研究グループとして再構築し、継続的な国際共同研究を進めると同時に、新たな学内外の研究者によるチームを構成することで更に国際共同研究を活性化させる。また、若手研究者の意見を運営に反映しやすい体制に見直す。
- 16 ・若手研究者を中心とした海外研究機関との派遣・受入事業等により、国際共同研究活動を活性化し、本学の論文の国際共著率を第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて 10% 増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)
- 16-1 若手研究者を中心とした海外研究機関との派遣・受入事業等により、国際共同研究活動を活性化するとともに、国際共著率を増加させるための取組結果について検証する。

- 17 ・世界的認知度を高めるため、各研究分野で評価の高い学術雑誌へ論文を投稿し、国際論文 データベースに収録される論文の報数を、第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて 20%増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)
- 17-1 各々の研究分野で国際的に評価の高い学術雑誌への投稿を継続的に奨励するとともに、国際 論文データベースに収録される論文の報数を増加させるための取組結果について検証する。
- 18 ・産学官連携活動を推進するため、産業界の需要と政策動向を踏まえ、費用対効果の高い知的財産権取得や技術シーズのマッチング等、大学の研究成果の社会実装を行う。
- 18-1 従来単独で進めてきた複数の研究に共通するコア技術を基に、社会実装促進策を開始する。
- 19 ・基礎研究力を強化し、産業界との協働によるイノベーション創出を推進するため、科学研究 費助成事業を含め受託研究、助成金、共同研究などの産学官連携活動に資する外部資金への申 請・取組を年2件以上行う教員の割合を、第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて 50%増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)
- 19-1 外部資金への申請支援策を引き続き実施する。また、これまでの外部資金獲得拡大のための支援策を検証し、民間企業との共同研究を中心に改善策を策定する。
- 20 ・民間企業等との連携を更に強化し、先導的な役割を担いながら、それぞれが保有する資源を活用し、それらの重点配分等を行うことによって、大規模な共同研究の推進につなげるとともに、新たな連携先(民間企業等)を開拓する。(戦略性が高く意欲的な計画)
- 20-1 教員連携も含めた研究成果に基づき民間企業と連携するための取組を検討するとともに、全学の WG において、大規模研究プロジェクト予算獲得に向けた検討を行う。また、企業等と共通の課題に関して共同で教育研究を実施するための共同研究講座を設置する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 21 ・優秀な若手研究者を育成するため、グローバルイノベーション研究院にテニュアトラック教員等を配置するとともに、テニュアトラック推進機構が主体となり、異分野間の研究交流や海外派遣など、テニュアトラック教員等の研究力向上に向けた取組を充実する。
- 21-1 若手研究者の研究力向上のために、グローバルイノベーション研究院へのテニュアトラック 教員等の配置や、若手研究者の異分野交流会等、必要な支援を実施する。
- 22 ・女性研究者の研究力向上と活躍推進のため、女性未来育成機構が主体となり、研究支援員の配置など、ダイバーシティに配慮した支援及び研究環境の整備を行う。
- 22-1 前年度に構築、整備した制度について、引き続き運営を行うとともに、その妥当性を検証する。また、より女性研究者の研究力向上及び活躍推進に資する支援、ダイバーシティに配慮した研究環境の整備を進める。
- 23 ・リサーチ・アドミニストレーターによる外部資金申請や国際共同研究の円滑な運用に向けた

支援を行うほか、学長裁量経費等による研究資金の支援を行う。

23-1 外部資金への申請支援策や国際共同研究の円滑な運用に向けた支援を引き続き実施する。また、外部資金獲得拡大のための支援策の改善点について検討を行うとともに、全学的な協力のもと研究支援体制を整備する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 24 ・地域の自治体等と協力し、科学博物館や大学教育再生加速プログラム(AP事業)と連携した 理系の基礎研究力を養成するプログラムを開発するとともに、体験学習や教育研究成果を題材と した公開講座等を実施する。
- 24-1 前年度の検討を踏まえ、理数系教育プログラムなどの分野における新たな公開講座等を実施するとともに小中高生向けの無料講座のあり方について検討する。
- 25 ・社会人が職業に必要とする高度な能力や知識を高める機会を提供するため、企業等の研究者を対象とした大学院課程における教育を実施する。
- 25-1 前年度に策定した学位取得率を高める教育方法(教授会等での教員への啓発活動、学生ごとの「研究状況報告書」の作成等)を実施する。また、本年度から導入した長期履修制度の広報活動とあわせて、入試説明会の開催や勧誘パンフレットの配布等の社会人学生を誘引する方策を行う。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 26 ・学生の修学状況に合わせた留学プログラムを提供するとともに留学サポート制度を拡充し、全学生に占める留学等経験者の割合を平成31年度までに12%、33年度までに20%に引き上げる。
- 26-1 学内で実施している留学プログラムの実状と課題を把握したうえで世界で活躍するグローバル人材育成のための国際交流プログラムの体系化を図る。また、喫緊の課題である、学生の海外留学に際しての危機管理体制を見直す。
- 27・学年暦の見直しによるクォーター制度の導入、単位互換制度やダブルディグリーの実施など、質の保証を伴う外国人留学生の修学・生活支援制度を整備・充実し、全学生に占める外国人留学生の割合を平成33年度までに7%以上に引き上げる。
- 27-1 学内で実施している受入れプログラムの実状と課題を把握したうえで世界で活躍するグローバル人材を育成するための国際交流プログラムの体系化を図る。また、ダブルディグリーの実施など、質の保証を伴う外国人留学生の修学・生活支援制度の整備・充実を図る。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

28 ・大学の機能を強化するため、IR機能の活用や学外有識者の意見を踏まえた法人運営組織の役割の検証等を行うことで、学内資源の再配分を含め、学長主導の意思決定を推進する。

- 28-1 前年度に引き続き、IR機能を活用した大学機能強化の取組を実施する。また、学長選考会議による学長の業務執行状況の確認を行う。
- 29 ・多様な人材を確保するため、各部局の採用計画において、外国人及び女性の教育職員の採用目標値を設定するとともに、管理職に占める女性の割合を13%以上確保する。
- 29-1 前年度に引き続き、設定した外国人及び女性教員の採用目標値を踏まえた採用を行う。 また、引き続き女性教員確保に向けた支援策を実施し、女性幹部職員養成のためのプランを実施する。
- 30 ・優秀な人材を確保し、教育研究の活性化を図るため、平成28年度中に教育職員の10%に年俸制を適用するとともに、混合給与制度を導入するなど、人事給与システムの改革を推進する。
- 30-1 引き続き新たな年俸制適用職種を検討するとともに、混合給与制度を推進する。また、新たな給与制度の導入に向けた検討を行う。
 - 31・教員の活動評価制度について、本学の教員評価機構が主体となり、人事給与システムの改革に伴う新たな年俸制業績評価を実施するとともに、現行の教員活動評価も含め、評価者・被評価者へのアンケート等を分析することにより、教員の活動評価制度の充実を進める。
- 31-1 見直し後の新たな年俸制業績評価及び教員活動評価を実施する。また、教員活動評価については、システムのアップデートを行い、教員の入力負担の軽減や評価作業の効率化等に配慮したシステム構築を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 32 ・平成30年度までに岩手大学と連携して、獣医学分野の共同専攻を設置する。
- 32-1 平成30年4月に岩手大学と獣医学分野において共同専攻を設置する。
- 33 ・世界トップレベルの大学や研究機関、国際機関等との新たな連携を構築するとともに、国内大学との協働教育の実施など、国際通用性のある卓越した教育研究を推進する連携・ネットワークを強化する。
- 33-1 教育研究組織の機能を強化するため、国際的に活躍できる人材の養成を目標に、他機関との 協働による教育プログラムの拡充を行う。
- 34 ・教育研究機能を強化するため、本学の教育研究の支援組織であるセンター等の業務内容及び 体制を見直し、平成31年度までに事務と連動した教育研究支援組織に再編する。
- 34-1 平成30年4月に設置したグローバル教育院の運営状況等について検証を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 35 ・法人運営を適切に行うため、事務の効率化・合理化の観点から事務組織の体制や機能等の見 直しを行い、平成31年度までに再編する。
- 35-1 前年度までの検討結果を踏まえ、事務組織の改組・再編及び調整を行う。

- 36 ・業務の効率化・合理化を推進するため、高度な専門性を有する者等、多様な人材の確保や必要な業務に資する研修を実施するとともに、適切な人事評価を踏まえたキャリアパスを確立する。
- 36-1 専門性を必要とする業務・分野において、本学独自の採用試験等により専門性を有する職員 を採用するとともに、専門性を有する人材の養成に向けた取組を実施する。また、キャリアパスの 確立に向けた研修制度の検証を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

- 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
 - 37 ・自己収入の増加に向けて、東京農工大学基金の充実のため、同窓会等との連携を強化した広報活動を行う。
 - 37-1 学生支援等の充実を図るため、同窓会等との基金募集活動を引き続き充実させるとともに OB・OG との交流の強化を図るための取組を実施する。
 - ・基礎研究力を強化し、産業界との協働によるイノベーション創出を推進するため、科学研究費助成事業を含め受託研究、助成金、共同研究などの産学官連携活動に資する外部資金への申請・取組を年2件以上行う教員の割合を、第3期中期目標期間中に第2期中期目標期間と比べて50%増加させる。(再掲)
 - (再掲) 外部資金への申請支援策を引き続き実施する。また、これまでの外部資金獲得拡大のための 支援策を検証し、民間企業との共同研究を中心に改善策を策定する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 38 ・一般管理費率の削減に向けて、前年度比較の執行内容分析を四半期ごとに行い、その結果を 部局等へフィードバックし、調達などの更なる合理化を進める。
- 38-1 前年度比較の執行内容分析を四半期ごとに行い、部局等へフィードバックするとともに、前年度に引き続き、第3期中期目標期間における目標値に向け、削減の取組を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 39 ・資産の有効活用を推進するため、他大学と資金の共同運用を行う。また、土地・建物については、稼働状況調査結果等を踏まえた利用計画に基づき有効活用する。
- 39-1 他大学との資金の共同運用に加え、独自運用を充実させる。また、土地・建物有効活用利用 計画に基づき資産の有効活用を推進するとともに、利用率の低い施設等の稼働状況を調査し、利用 計画を見直す。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 40 ・大学の機能強化を図るため、自己点検・評価及び第三者評価を実施するとともに、外部有識者等の意見を踏まえて、評価結果の法人運営等への活用状況を計画的に点検する。

40-1 年度計画の進捗管理等により自己点検・評価を実施するとともに、法人評価(平成 29 事業年度評価)を受ける。また、本学の教育研究活動の質保証の観点から、自己点検評価体制の見直しを行うとともに、外部評価の実施について検討する。さらに、31 年度の専門職大学院認証評価に向けて、自己点検・評価を実施するとともに、前回評価結果への対応状況を確認する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 41 ・学内の掲示板・研究者情報・Webページ等の情報を日本語・英語等で平成30年度までに提供する。また、地域貢献活動・社会貢献活動を含む学内の諸活動の情報を収集し、大学ポートレート等の様々な手段で、第2期中期目標期間より多くの関係者に対し、情報を発信する。
- 41-1 学内外の情報発信の充実を図り積極的な広報活動を引続き行う。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 42 ・サスティナブル・キャンパスの形成及び教育研究の質の向上に向けて、本学のキャンパスマスタープランに基づいた施設整備を進めるとともに維持管理を行う。
- 42-1 キャンパスマスタープランを検証し、見直しを行い、適切な整備及び維持管理を計画的に 実施する。また、施設の新増築改修や大規模改修をする場合は、共有スペースの調整を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 43 ・第2期中期目標期間の業務の実績に関する評価における課題・指摘を踏まえ、再発防止に向けて、環境安全管理室を平成28年度に整備し、環境安全衛生に係る管理体制を強化する。また、事故等の防止に必要な講習会及び訓練等を計画的に実施するとともに、環境安全衛生に係る規程等について、毎年度整備・運用状況を調査し、調査結果を踏まえた改善策を講じる。
- 43-1 遺伝子組換え生物等の不適切使用の再発防止及び実験等における事故防止のための講習会や 安全教育を行うなど、環境安全衛生管理を徹底する。また、環境安全衛生に係る規程等について運 用状況を調査し、結果に応じて整備を行う。
- 44 ・防災管理体制を強化するため、首都直下型地震等の大規模広域災害を想定し、近隣自治体や 企業等との災害時の連携方策を取りまとめるとともに、災害時の対応マニュアルの見直しや計画 的な訓練等を行う。
- 44-1 災害時対応の整備や計画的な訓練、近隣自治体や企業等との連携促進等、実践を想定した防 災対策を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 45 ・法令遵守の徹底のため、コンプライアンス推進本部を平成28年度に整備して体制を強化し、 全学的な法令遵守の状況を定期的に点検・把握するとともに、監事機能を強化し、監事による 監査を効率的に行い、適切な改善方策に取り組む。
- 45-1 前年度の実施状況を踏まえ、コンプライアンス推進計画を策定・実施し、法令遵守の徹底に 努める。前年度までの検討結果を踏まえて、適切な監事監査等を実施する。また、効果的・効率的

な三様監査の実施について検討する。

- 46 ・研究活動における法令遵守を徹底するため、毎年度、全教員を対象とした講習会や e-ラーニングプログラムを活用した研究倫理教育等を行う。また、研究費の適正な管理に資するため、執行状況のモニタリング調査等を強化する。
- 46-1 前年度までの取組に基づいて見直しを行うとともに、引き続き全教員を対象とした講習会や e-ラーニングプログラムを活用した研究倫理教育・コンプライアンス教育(研究費の不正使用防止) を実施する。また、研究費の執行状況のモニタリング調査、内部監査等を実施する。
- 47 ・サイバーセキュリティ対策を強化するため、ユーザー認証システムを統合するとともに、外部ネットワークからの侵入検知等の機能を加えた高速かつ安全性の高いキャンパスネットワークに更新する。
- 47-1 セキュリティポリシーに従った運用と監査を実施する。更新したキャンパスネットワークの 不正通信検知機能の活用を開始する。継続して外部からの不正な通信などを検知する技術力を強化 する。また、継続的に情報セキュリティ教育を実施する。

4 情報システムの整備充実と運用改善に関する目標を達成するための措置

- 48 ・学術情報基盤を強化するため、業務継続計画(BCP)の観点からクラウドシステムの活用を進めるとともに、多様化する教育コンテンツの利活用を推進するシステムを整備する。
- 48-1 クラウドシステムの活用を希望する部門に対し、クラウド利用ガイドラインを基に利用に関する支援を行い、利用の推進を図り、さらに、クラウドシステム活用事例を基に、ガイドラインを見直す。また、多様化する教育コンテンツの利活用システムに関しては、Google Classroom と Moodle を利用の仕方に応じて併用するためのマニュアルを充実させる。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,537,614千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
 - ・栄町圃場の土地(東京都府中市栄町2-13)を譲渡する。
 - ・旧府中寮の土地(東京都府中市幸町2-41-8)を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

・ 重要な財産を担保に供する計画はなし。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
教育研究基盤装置・設備の整備		
総合研究棟改修(環境資源科学系·	総額 549	施設整備費補助金 (520)
農学系)		
小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交
		付金 (29)

⁽注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・ 設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- ○テニュアトラック教員等の研究力向上に向けた取組を充実するための措置
- ・若手研究者の研究力向上のために、グローバルイノベーション研究院へのテニュアトラック教員等 の配置や、若手研究者の異分野交流会等、必要な支援を実施する。
- ○人事・給与システムの改革を推進するための措置
- ・引き続き新たな年俸制適用職種を検討するとともに、混合給与制度を推進する。また、新たな給与 制度の導入に向けた検討を行う。
- ○若手研究者を育成する方策を推進・充実するための措置
- ・若手研究者を中心とした海外研究機関との派遣・受入事業等により、国際共同研究活動を活性化するとともに、国際共著率を増加させるための取組結果について検証する。
- ○女性研究者の採用を促進し、女性研究者の研究力向上と活躍推進のための支援及び環境整備を行うため の措置
- ・前年度構築、整備した制度について、引き続き運営を行うとともに、その妥当性を検証する。また、より女性研究者の研究力向上及び活躍推進に資する支援、ダイバーシティに配慮した研究環境の整備を進める。
- ○教育職員の活動評価制度(年俸制業績評価を含む。)の実施・充実を進めるための措置
- ・見直し後の新たな年俸制業績評価及び教員活動評価を実施する。また、教員活動評価については、 システムのアップデートを行い、教員の入力負担の軽減や評価作業の効率化等に配慮したシステム 構築を実施する。
- ○事務職員の資質の向上及び業務の効率化・合理化の推進並びに高度な専門性を有する人材の確保を図る ための措置
- ・専門性を必要とする業務・分野において、本学独自の採用試験等により専門性を有する職員を採用 するとともに、専門性を有する人材の養成に向けた取組を実施する。また、キャリアパスの確立に

向けた研修制度の検証を行う。

(参考1)30年度の常勤職員数 504人 また、任期付き職員数の見込み(外数)を64人とする。

(参考2) 30年度の人件費総額見込み 6,509百万円

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成30年度 予算

(単位:百万円)

	(手位・日次11)
区分	金額
収入	
運営費交付金	6, 263
施設整備費補助金	520
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	361
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	29
自己収入	3, 943
授業料、入学料及び検定料収入	3, 270
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	673
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3, 308
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	14, 424
支出	
業務費	10, 112
教育研究経費	10, 112
診療経費	0
施設整備費	549
船舶建造費	0
補助金等	361
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3, 308
貸付金	0
長期借入金償還金	94
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	14, 424

[人件費の見積り]

期間中総額6,509百万円を支出する(退職手当は除く。)。

- 注)「運営費交付金」のうち、平成30年度当初予算額6,226百万円、前年度よりの繰越額のうち、使用見込額 37百万円
- 注) 「施設整備費補助金」のうち、平成30年度当初予算額305百万円、前年度よりの繰越額のうち、使用見 込額215百万円

平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金 額
費用の部	
経常費用	14, 075
業務費	12, 425
教育研究経費	2, 301
診療経費	0
受託研究費等	2, 499
役員人件費	133
教員人件費	5, 564
職員人件費	1, 928
一般管理費	610
財務費用	11
維損	0
減価償却費	1,029
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	14, 113
運営費交付金収益	6, 261
授業料収益	2, 396
入学金収益	471
検定料収益	104
附属病院収益	0
受託研究等収益	2, 694
補助金等収益	307
寄附金収益	289
施設費収益	29
財務収益	8
雑益	932
資産見返運営費交付金等戻入	260
資産見返補助金等戻入	242
資産見返寄附金戻入	120
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	38
目的積立金取崩益	0
総利益	38

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	15, 898
業務活動による支出	13, 616
投資活動による支出	615
財務活動による支出	362
翌年度への繰越金	1, 305
資金収入	15, 898
業務活動による収入	13, 883
運営費交付金による収入	6, 263
授業料、入学料及び検定料による収入	3, 270
附属病院収入	0
受託研究等収入	2, 694
補助金等収入	361
寄附金収入	347
その他の収入	948
投資活動による収入	557
施設費による収入	549
その他の収入	8
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1, 458

別表(収容定員)

農学部	生物生産学科228人応用生物科学科284人環境資源科学科244人地域生態システム学科304人共同獣医学科210人(うち獣医師養成に係る分野210人)
工学部	生命工学科 308人(ほかに3年次編入22人) 応用分子化学科 184人(ほかに3年次編入10人) 有機材料化学科 164人(ほかに3年次編入10人) 化学システム工学科 40人(ほかに3年次編入10人) 機械システム工学科 464人(ほかに3年次編入32人) 物理システム工学科 224人 電気電子工学科 352人(ほかに3年次編入40人) 情報工学科 248人(ほかに3年次編入16人)
工学府 (博士前期・後期課程・専門職学位 課程)	生命工学専攻 158人 (うち博士前期課程 116人) 博士後期課程 42人 応用化学専攻 198人
	(うち博士前期課程 156人 博士後期課程 42人) 機械システム工学専攻 179人 うち博士前期課程 140人 博士後期課程 39人) 電子情報工学専攻 物理システム工学専攻 電気電子工学専攻 情報工学専攻 情報工学専攻 産業技術専攻 132人 (博士前期課程) 6 84人 (博士前期課程) 80人 (専門職学位課程)
農学府(修士課程・博士課程)	生物生産科学専攻 5 4 人 (修士課程) 共生持続社会学専攻 2 4 人 (修士課程) 6 0 人 (修士課程) 6 0 人 (修士課程) 4 0 人 (修士課程) 第境資源物質科学専攻 2 2 人 (修士課程) 物質循環環境科学専攻 3 4 人 (修士課程) 自然環境保全学専攻 3 8 人 (修士課程) 度業環境工学専攻 2 0 人 (修士課程) 其同獸医学専攻 1 0 人 (博士課程)
生物システム応用科学府 (博士前期課程・後期課程・一貫制 博士課程)	生物機能システム科学専攻 154人
連合農学研究科(博士課程)	生物生産科学専攻 45人 応用生命科学専攻 30人 環境資源共生科学専攻 30人 農業環境工学専攻 12人 農林共生社会科学専攻 18人